**令和３年度**

**茨城県共同募金会　阿見町共同募金委員会**

**共同募金助成（歳末たすけあい助成）事業**

****

**【目次】**

**○助成要項　　　　　　Ｐ．１～４**

**○申請様式　　　　　　Ｐ．５～１１**

**茨城県共同募金会　阿見町共同募金委員会（阿見町社会福祉協議会）**

**〒300-0331　茨城県稲敷郡阿見町阿見4671-1　総合保健福祉会館内**

**TEL:029-887-0084　　FAX:029-887-9934**

**ホームページ**[**http://www.amishakyo.or.jp/**](http://www.amishakyo.or.jp/)

**E-Mail**[**fukushi@amishakyo.or.jp**](mailto:fukushi@amishakyo.or.jp)

茨城県共同募金会　阿見町共同募金委員会

**令和３年度　共同募金助成（歳末たすけあい助成）要項**

１　目的

「歳末たすけあい運動」の一環として、茨城県共同募金会阿見町共同募金委員会歳末たすけあい募金助成要項第３条に定める法人等が自主的かつ意欲的に行う事業に対し助成します。

２　助成財源

　この助成金は、阿見町内にてお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」を財源としています。

３　助成対象団体

町内にある社会福祉法人福祉施設及び、町内に主たる事務所を置く、福祉事業に取り

組む特定非営利活動法人（町外に主たる事務所を置く法人は対象にはなりません）で、

町内在住者を対象とする事業を実施する団体。また団体の設立後、１年以上の活動実

績を有すること。なお、目的が明らかでない事業や政治・宗教活動、営利を目的とす

る団体は助成の対象外となります。

４　助成対象事業

対象となる事業は、次に掲げる事業とします。（歳末時期に行う事業が対象になります）

１　福祉施設が取り組む事業

２　児童、青少年、高齢者、障害者、母子父子世帯などへの福祉援助事業

３　その他、会長が特に必要と認める事業

４　以下のものは対象としない

1. すでに完了している事業
2. 町の補助など他の助成を受けているもの
3. 営利活動や政治・宗教等の運動のための手段として実施されるもの

　※申請は１団体につき１事業とします。

５　実施時期

申請年度の令和３年１１月１日（月）から令和４年１月１４（金）までに完了できる事業。

６　助成額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総事業経費 | 助成額 | 助成限度額 |
| ５万円未満の場合 | 全額 | ５万円 |
| ５万円以上の場合 | ５万円に５万円を超えた額の１／２（千円未満切捨）の額を加算した額 | １０万円 |

７　助成の経費

（１）助成対象となる経費

事業の実施に係る経費（消耗器具備品費、印刷製本費、通信運搬費、諸謝金、賃借料、旅費交通費等とします）

〈具体例〉消耗器具備品費　 事務用品・会場装飾品・食器代・備品については年末

を迎えるにあたっての軽易なものとし、５万円を限度額とします。

印刷製本費 　　　記録用写真・コピー・案内チラシ代等

通信運搬費 　　　電話・切手代等

諸謝金　　 　　　講師謝礼

賃借料 　　　　　施設使用料、器具等の借上料

旅費交通費 　　　交通費等

（２）助成対象とならない経費

　　　①人件費または運営に係る経費（水道光熱費等）

　　　②食材料費（会合等での飲食費等）や、汎用機器等については、内容によって対象としないことがあります。

　　　③建物整備や車両整備、登録や登記が必要となる財産の取得費用。

　　　④役員会や人件費等、団体・施設の管理運営にかかる経費。

　　　⑤施設および備品等の登録諸費用や保険料、保守契約費用等の維持管理費。

　　　⑥申請団体の本来的事業として、その負担において実施されるべき事業と判断される事業の費用。

８　助成の申請

歳末たすけあい募金の助成を希望される団体等は、次の書類を添えて茨城県共同募金会阿見町共同募金委員会に提出してください。

　〈提出書類〉

○共同募金助成（歳末たすけあい助成）申請書（様式第１号）

○登記簿又は定款（写し可。その場合は代表者の認証を入れてください）

○過去１年間の貴団体及び施設等の活動内容がわかる資料（総会資料、会報誌等）

○備品等の見積書の写（２社以上の見積書・商品カタログを添付してください）

申請期間 令和３年４月１日（木）から令和３年５月３１日（月）まで

受付期間 午前８時３０分から午後５時１５分まで

（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除きます）

９　助成の審査

助成の審査は本会で行い、適当と認めた場合、予算の範囲内で助成事業を決定します。

※申請内容等により、不採用となる場合もありますのでご了承願います。

１０　助成決定の通知

　助成の決定をした団体等には、共同募金助成決定通知書（様式第２号）により通知します。

１１　助成金の交付

助成金の交付を受ける団体等は、速やかに次の書類を提出してください。指定の金融機関口座に送金します。

　〈提出書類〉

○助成金交付請求書（事業完了前交付）（様式第３号）

１２　事業の執行

事業は、必ず助成決定通知後実施してください。決定通知前の事業執行は対象となりません。

１３　完了報告

事業が完了した団体等は、事業完了後、次の書類を添えて茨城県共同募金会阿見町共同募金委員会に提出してください。

　〈提出書類〉

○共同募金助成（歳末たすけあい助成）事業完了報告書（様式第４号）

○助成金精算書（様式第５号）

○事業の様子を記録した写真（広報紙等に掲載可能な写真をお願いします）

○助成事業であることをＰＲしたチラシ、広報紙等

提出期限 令和４年１月１４日(金)まで

１４　助成決定の取消

　助成金を他の用途に使用し、その他助成の決定の内容又は助成の条件に違反したときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

１５　助成金の返還

　次の場合には、助成金を返還してください。

１　助成の決定が取り消された場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに助

成金の交付を受けているとき。

２　助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金の交付を受けているとき。

１６　この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は会長が定めるものとします。

１７　留意事項

1. 申請書や関係書類等をご提出いただく書類は、返却できませんので、必ずコピー（控え）をとって、申請団体にて保管してください。
2. 助成事業の完了後は、決められた期限までに共同募金助成事業完了報告書等をご提出ください。
3. この助成金は、阿見町内にてお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」を財源としています。そのため助成決定を受けた団体等は、事業の実施にあたり、「共同募金助成（歳末たすけあい助成）事業」である旨を広報（周知）するとともに、作成される資料等にその旨を明記してください。また、助成金の使いみちを広く寄付者や住民の皆様に知っていただくため、助成金により備品を購入した場合は、所定の「赤い羽根シール」（本会よりお渡しいたします）を備品に貼付していただく必要があります。
4. 申請に係る書類の内容は、一覧表を作成し審査資料として利用します。なお、情報公開の対象となります。
5. 報告書に記載された情報や写真等は、阿見町社会福祉協議会が発行する広報紙「しゃきょうだより」や本会が発行する広報紙「赤い羽根共同募金実績報告」、ホームページに掲載させていただく場合がありますので、写真については公開が可能なものを添付してください。
6. 報告書に記載された個人情報は本会において適切に取り扱い、許可なく第三者に提供しません。

１８　お問い合わせ先・申請書送付先

　　茨城県共同募金会阿見町共同募金委員会（阿見町社会福祉協議会）

　　〒300-0331　茨城県稲敷郡阿見町阿見4671-1　総合保健福祉会館内

<TEL:029-887-0084> FAX:029-887-9934

付則

１　実施期日

　この要項は、令和３年４月１日から実施する。